

職業安定分科会雇用保険部会（第 209 回）	資料 1 - 2
令和 8 年 1 月 30 日	

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条 第五項の規定に基づき失業等給付費等充当徴収保 険率を変更する件案概要

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項の規定に基づき失業等給付費等充当徴収保険率を変更する件について（概要）

厚生労働省職業安定局雇用保険課

1. 制定の趣旨

○ 雇用保険率は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 12 条第 4 項において、次の①から③までの率を合計して得た $16.5/1000^{※1}$ とされている。

① 失業等給付費等充当徴収保険率 $8/1000^{※2}$

② 育児休業給付費充当徴収保険率 $5/1000$

③ 二事業費充当徴収保険率 $3.5/1000^{※3}$

※1 農林水産業及び清酒製造業については $18.5/1000$ 、建設業については $19.5/1000$

※2 農林水産業、建設業及び清酒製造業については $10/1000$

※3 建設業については $4.5/1000$

○ また、この雇用保険率は、雇用保険財政の状況を踏まえ、会計年度毎に次の①から③までの変更をするものとされている。

① 法第 12 条第 5 項の規定による失業等給付額等を踏まえた変更^{※4}

② 法第 12 条第 8 項の規定による育児休業給付額等を踏まえた変更^{※5}

③ 法第 12 条第 10 項の規定による雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てられた額等を踏まえた変更

※4 令和 7 年度の失業等給付費等充当徴収保険率は、①の適用により $7/1000$

※5 令和 7 年度の育児休業給付費充当徴収保険率は、②の適用により $4/1000$

2. 告示案の概要

○ 令和 6 年度の失業等給付額等を踏まえた変更として、令和 8 年度の失業等給付費等充当徴収保険率を法第 12 条第 4 項第 1 号に定める率（ $8/1000$ ）から $2/1000$ 引き下げ、 $6/1000^{※6}$ とする。

※6 農林水産業、建設業及び清酒製造業については $8/1000$

3. 根拠条項

○ 法第 12 条第 5 項

4. 適用期日等

○ 告示日：令和 8 年 3 月中旬（予定）

○ 適用期日：令和 8 年 4 月 1 日